

様式 1

令和7年度「業務改善『夢』コーディネーター」による 学校の働き方改革取組状況報告書

長泉町立長泉中学校

1 取組内容〔効率的・効果的な部活動の実現〕

令和7年10月「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」骨子がスポーツ庁・文化庁より示され、いよいよ令和8年度から改革実行期間（前期）が始まる。

このことにさきがけ、本校においては保護者への丁寧な説明を心掛けた。町の部活動地域展開コーディネーターや関係委員とも連携し、PTA 総会等において、国や町の方向性を説明したり、保護者主体の地域クラブ立ち上げに関する段階的計画案（フェーズ1～6）を示したりした。将来的に「認定地域クラブ」となりうる保護者主体の地域クラブ立ち上げについては、学校も手探りではあるが、部活動顧問及び保護者が各部の実情を考慮し、生徒ファーストの活動を念頭に置きながら、現在も段階的計画を進めている。

保護者代表/学校/行政による三者協議



2 取組の成果

- ・保護者に対し、全体説明や各部による説明を設けたことで、不透明な点がある中においても、保護者からの一定の理解を得ることができた。
- ・16部活中6つの部活において、保護者主体の地域クラブが立ち上がった。
- ・各クラブの実情に応じたクラブ規約の作成や傷害保険等への加入がすすみ、生徒の安心・安全を確保した休日のクラブ活動が試行的に始まった。
- ・先行して試行的に活動するクラブのようすが好事例となり、他のクラブを立ち上げていく気運が高まっている。

各クラブの活動を共有するファイル



3 取組の課題

- ・次年度以降の入学保護者の理解も得られるよう、継続的に説明していく。
- ・教職員の負担過重とならぬよう、行政側のリーダーシップを求めていく。
- ・休日の活動日数が「部活動<クラブ活動」となるよう、部活動の日数を徐々に減らしクラブ活動に委ねていくことで、教職員の働き方改革につなげていく。

様式 1

令和7年度「業務改善『夢』コーディネーター」による 学校の働き方改革取組状況報告書

富士市立鷹岡中学校

1 取組内容【効率的・効果的な部活動の実現】

- (1) 部活動の統廃合による適正規模での活動実施
昨年度の取組から、教員数を考えて、適正規模の部活数12に向けて、ソフトボール部・柔道部を夏の中学総体終了後、廃部とした。
- (2) 部活動地域移行・地域展開が進む中、部活動時間の縮小などが進み、部活動の存在意義が問われている。そこで、改めて部活動の教育的意義を全教員で共有し、種目や指導経験に関係なく、子どもたちの成長につながる指導方針を作成し、教員間で共通理解を図った。

2 取組の成果

- (1) 2つの部活動が廃部後、2人体制で行える部活動が増え、教師の負担軽減につながった。また、生徒の活動の見届けも丁寧に行える環境ができた。
- (2) 部活動の教育的意義を改めて共有し、学校全体で共通した指導が行えるようになってきた。これから、地域展開が進む中、平日のみ学校での活動が増えていくことが予想される。その活動の価値を失わないようにしていく土台になる。

3 取組の課題

地域移行、地域展開が進む中、部活動の在り方が大きく変化していく。富士市は、平日の活動は、学校で行い、休日の活動は地域で行うことを目指している。学校と地域の連携がますます必要になっていく。また、平日の活動の中で、これまでの部活動のもつ教育的意義を薄れさせない取り組みが必要になってくる。

様式 1

令和7年度「業務改善『夢』コーディネーター」による 学校の働き方改革取組状況報告書

長泉町立北中学校

1 取組内容〔効率的・効果的な部活動の実現〕

文部科学省が示す「令和の日本型教育」に関する答申において、「学校における働き方改革」の重要性が示されている。今後の働き方改革を考えると、教員による部活動運営が長時間労働の大きな要因の一つになっており、改革に取り組まなければならない分野である。

長泉町においても、学校の教員だけでなく、地域全体で子供たちの諸活動を支援していくことを目標に、令和8年度以降の部活動改革の方向性が示された。

本校においても、令和8年度の部活動をどのように運営していくか職員間で議論を進めてきた。

2 取組の成果

生徒の活動を確保しながら教員の働き方改革を進めるための議論を深めた結果、令和8年度以降の平日の部活動については、以下のように変更する予定となった。

本来ならば、勤務時間終了の16:30に、生徒の下校も完了していることが理想ではあるが、急激な変化をできるだけ避けるために、段階的な活動時間の変更とした。

<平日の部活動終了 予定時刻>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
R7	17:00	17:00	17:00	17:00	16:45	16:45
R8	16:30	16:30	16:30	16:30	16:30	16:30
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R7	16:30	16:15	16:00	16:00	16:15	16:30
R8	16:30	16:15	16:00	16:00	16:15	16:30

(赤字は、前年度よりも活動時間が短くなることを示している。)

なお、休日の部活動については、令和10年度中学校総合体育大会終了までは、「土曜日または日曜日のどちらかで3時間程度」とした。

3 取組の課題

<教員の理解と協力の確保>

上記のように部活動の時間を変更した場合でも、4～10月・3月は部活動終了と勤務時間の終了が同一時刻となり、下校指導は勤務時間外となる可能性が高い。今年度在籍している教員の理解と協力を確保しておくとともに、来年度着任する教員にも丁寧に説明し、協力を得たいと考える。

<生徒・保護者への周知>

令和7年度の1・2年生へは、教員の理解が得られた後、今年度末までに令和8年度以降の部活動について、全校集会などの場で説明したいと考える。また、生徒への周知が終了した後は、「学校だより」などを通じて保護者に周知したいと考える。部活動ごとに、顧問に問い合わせが入ることも予想される。生徒・保護者に対しては、学校として足並みを揃えて対応し、分かりやすく丁寧な説明を心がけ、混乱を招かないよう配慮したい。

将来的には、地域クラブの活用を通じた生徒の活動確保に結びつくよう、これからも部活動改革の歩みを着実に進めていきたい。

様式1

令和7年度「業務改善『夢』コーディネーター」による 学校の働き方改革取組状況報告書

袋井市立浅羽中学校

1 取組内容

(4) 効率的・効果的な部活動の実現

- ・部活動の終了時刻を大幅に削減した。(下図参照)

	4月	5・6・7月	8月 9月前半	9月後半 3月	10月前半 2月後半	10月後半 2月前半	11月 1月	12月
部活動 終了時刻	17:45	17:45	17:45	17:15	17:00	16:45	16:30	16:15
完全下校 時刻	18:00	18:00	18:00	17:30	17:15	17:00	16:45	16:30

	4月～ 9月	10月 2月	11月 1月	12月	3月
部活動 終了時刻	17:00	16:45	16:30	16:15	17:00
完全下校 時刻	17:15	17:00	16:45	16:30	17:15

- ・夏季休業中の部活動において、熱中症警戒アラートが発令された場合に生徒の安全面を考慮して部活動を中止とした。
- ・部活動ガイドラインを踏まえ、放課後の時間にゆとりができて、部活動の時間を延長しなかった。

2 取組の成果

- ・部活動の終了時刻を最大でも17時としたことで、職員の勤務時間を減少させることができた。また、教材研究や授業の振り返りを行い、授業改善に生かすことができた。
- ・夏季休業中の部活動中止によって生じた時間を使って、教材研究やテスト作成など2学期の準備をしたり、休暇を積極的に取得し、家族と過ごす時間やプライベートの時間を増やしたりすることができた。また、熱中症への不安を防ぐことができ、職員の精神面での負担も軽減できた。

3 取組の課題

- ・部活動の数に対して、職員の数が少ないため、部活動顧問への負担が大きくなっている。部活動の数は、生徒数が1000人を超えていた時とほぼ同じである。現在は500人程度であるため、職員の数も減少し、一人あたりの負担が大きくなっている。部活動によっては顧問が一人の部もある。
- ・令和9年度の地域展開に合わせて部活動の統廃合を決めた。この改革によって、休日のみでなく、平日の部活動に関しても職員の負担が軽減するものと思われる。

様式 1

令和7年度「業務改善『夢』コーディネーター」による 学校の働き方改革取組状況報告書

藤枝市立大洲中学校

1 取組内容〔効率的・効果的な部活動の実現〕

これまで、火曜日・木曜日・金曜日としていた平日の部活動実施可能日を、火曜日・金曜日の2日とし、木曜日を生徒の学習支援や学級・生徒会活動を優先的に行う時間とした。併せて、これまで下校時刻が短くなる冬季期間のみの活動としていた保護者による部活動運営(保護者クラブ)を、1年間活動可能とした。木曜日に部活動の実施を希望する生徒がいた場合には、保護者クラブが主となり運営することとした。木曜日の保護者クラブの活動に関しては、以下の点を踏まえて実施することを教職員・保護者で確認した。

- ① 生徒の主体性を育成することが目的であるとともに、保護者と教職員が連携して部活動運営を行っていくといった趣旨であること。
- ② 保護者クラブでの活動は生徒の自主的な取組であり、参加の有無が試合の出場等に影響しないこと。
- ③ 保護者クラブの活動を行う場合には、生徒が主体的に取り組むことができるよう、事前に顧問と生徒で打ち合わせをしておくこと。

2 取組の成果

- (1) 部活動運営に対して保護者の協力を得ることができ、教職員との協働意識が高まった。
- (2) 教職員が生徒とかかわったり、授業改善に取り組んだりする時間を生み出すことができた。
- (3) 教職員の時間外勤務の時間が昨年度と比較して減少した。
- (4) 生徒の部活動への取組が、これまで以上に主体的になった。
- (5) 木曜日の放課後の時間にゆとりが生まれ、支援を必要としている生徒へのかかわりや生徒会活動の推進に時間を充てることができた。

3 取組の課題

- (1) 保護者クラブを行う際に、保護者に体育館や武道場の鍵を受け渡す時間が教職員の勤務時間を超えてしまうことがあった。
- (2) 部活動の大会前等、木曜日の部活動実施を希望する教職員への対応について検討する必要がある。